

## 電話診療で処方箋を発行できる体制について

令和5年5月10日

慢性疾患を有する定期受診患者さんに対する『電話診療で処方箋を発行できる体制』は、**令和5年7月31日まで継続中です。（8月1日以降は対面診療のみとなります）**

受診予約がある方で「電話による処方せんの発行」を希望される場合は、電話診療が2回目となる方も含め、対応の可否について主治医に確認が必要となりますので、**予約日の3営業日前までのご連絡**をお願い致します。

連絡先：予約センター092-692-3300（平日9:00～17:00）

もしくは**インターネット再診予約申し込みフォーム**に必要事項をご記入いただきご送信ください。

（一番下の「その他連絡したいこと」の欄に『電話診療希望』と記入ください）

- \* 「電話による処方せんの発行」希望であること、  
診療科名・主治医名、かかりつけ調剤薬局の名前・電話番号をお伝えください。  
主治医に確認して折り返しお電話いたします。
- \* 医師の判断で対面診療が必要となる場合があります。
- \* 病状や体調に大きな変化がない場合に限りです。  
また、処方にあたり診察や検査が必要な方は対象となりません。
- \* お電話が繋がりにくい場合があります。予めご了承ください。
- \* 電話診療は、状況により中止・延期する事があります。